

「任意継続組合員」制度の ごあんない

(令和8年度版)

～退職される方はご覧ください～

退職後に再就職する方は、原則として「再就職先の健康保険」に加入となりますが、再就職先で健康保険が適用されない方及び再就職しない方については、「ご家族の加入する健康保険の被扶養者」、「共済組合の任意継続組合員」または「国民健康保険の被保険者」のうちいずれかの健康保険制度を選択して加入することになります。

共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後の病気やケガに対して在職中とほぼ同様に医療機関等における保険診療や、各種短期給付(出産費、埋葬料、災害見舞金など)を受けることができる制度です。

このパンフレットをご覧いただき、退職後の健康保険制度についてご検討のうえ、お手続きをお願いいたします。

※ご家族の加入する健康保険制度、国民健康保険制度の詳細については、各保険者にご確認ください。

※年金制度の適用はありませんので、60歳未満の方は国民年金の加入手続きが必要となります。

加入期間

退職日の翌日から継続して最長で2年間加入できます(後期高齢者医療制度の適用者は除きます。)

加入資格

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方。

申込手続

退職日から起算して20日以内に『任意継続組合員資格取得申出書』を退職時の勤務先を経由して共済組合に提出してください。

任意継続組合員制度に関するお問い合わせ

福島県市町村職員共済組合

○加入・脱退に関すること : 資格調定係

○各種短期給付に関すること : 短期給付係

〒960-8515

福島市太田町13番53号

福島グリーンパレス4階

Tel (024) 533-0011

給 付

任意継続組合員とその被扶養者は、在職中とほぼ同様に医療機関等における保険診療や各種短期給付を受けられます。

また、在職中に「一部負担金等免除証明書」の交付を受けている方は、「記号・番号」が変わるため、再申請が必要となります。

- ・療養費、埋葬料及び災害見舞金などの各種給付は、退職時の勤務先を經由して共済組合に請求してください。
- ・「休業給付」は、在職中に休業給付を受給していた方が、退職日以後も引き続き休業給付の支給要件を満たしている場合は、残存期間を上限に給付を受けることができます。

被扶養者の認定

退職日に被扶養者としての要件を満たし認定されている方が引き続き被扶養者の要件を満たす場合は、被扶養者の資格を継続できますので、「任意継続組合員資格取得申出書」の「被扶養者の資格継続の確認」欄に被扶養者の氏名等を記入するだけであらためて手続きをする必要はありません。

- ・新たに被扶養者の要件を満たし認定を受けるときや被扶養者の要件を欠くに至った場合は、「被扶養者申告書」に必要書類を添えて、退職時の勤務先を經由して共済組合に提出してください。

資格情報通知書等の発行

医療機関等を受診する際は、健康保険証として使用できるように登録を行った「マイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）」を使用してください（マイナ保険証をスマートフォンに登録して使用することもできます。）。

ご自宅に、任意継続組合員資格の取得をお知らせする「資格情報通知書」及び70歳以上75歳未満の方には「高齢受給者証」を送付します。

また、マイナ保険証をお持ちでない方には併せて「資格確認書(カード)」を送付します。

なお、「資格情報通知書」が届く前に医療機関を受診したい場合は、退職時の勤務先の共済事務担当係へお問い合わせください。

翌年度継続の確認

令和9年3月上旬に、継続確認のご案内の文書、令和9年度分の振込用紙(通知書)及び「任意継続組合員資格喪失申出書」をご自宅にお送りしますので、次のいずれかの手続きをお願いします。

- ・任意継続組合員を継続する場合は、令和9年度分の振込用紙(通知書)により、納付期限内に掛金を納めてください。共済組合で入金を確認後、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報通知書」、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格情報通知書」と併せて「資格確認書(カード)」をご自宅にお送りします(70歳以上の方には「高齢受給者証」も送付)。
- ・継続しない場合は、令和9年3月末日(必着)迄に「任意継続組合員資格喪失申出書」を共済組合に提出してください。後日、「資格喪失証明書」をご自宅にお送りしますので、国民健康保険への加入または健康保険の被扶養者認定申告手続きにお使いください。

掛 金

任意継続掛金の標準報酬月額は、次のいずれかの低い額となります。

- 退職時の標準報酬月額
- 当共済組合の任意継続組合員に係る標準報酬月額 360,000 円

掛金の計算方法は、以下のとおりです(予定)。

短期掛金(月額)＝「任意継続掛金の標準報酬月額」× 91.0 / 1000(円未満切捨て)

介護掛金(月額)＝「任意継続掛金の標準報酬月額」× 16.0 / 1000(円未満切捨て)

子ども・子育て支援掛金(月額)＝「任意継続掛金の標準報酬月額」× 2.3 / 1000(円未満切捨て)

※40歳以上65歳未満の方は介護保険に加入となるため、介護掛金も納めていただきます。

※被扶養者の人数によって、掛金額が変動することはありません。

掛金の納付方法

任意継続掛金をご自宅に送付する振込用紙(通知書)により納付期限までに納めていただきますので、納付方法は加入申込時に次の3通りから選択してください(振込手数料はご自身で負担していただくようになります。)

- 毎月納付 1ヵ月分を毎月納付
- 半期納付 一年度を前期(4月～9月分)と後期(10月～3月分)に分け半期毎に納付
- 全期納付 一年度分(4月～3月分)を一括して納付
 - ・半期納付と全期納付は前納割引が適用されますが、毎月納付には割引は適用されません(下の「掛金前納乗率表」を参照)

掛金前納乗率表 (掛金還付計算にも適用(円未満四捨五入))

前納月数	乗 率	前納月数	乗 率	前納月数	乗 率
1	0.9967369	5	4.9512666	9	8.8544329
2	1.9902215	6	5.9318472	10	9.8222773
3	2.9804642	7	6.9092282	11	10.7869636
4	3.9674757	8	7.8834200	12	11.7485020

※介護掛金及び子ども・子育て支援掛金の割引についても同様の計算方法となります。

※任意継続組合員に加入した月の掛金は、割引の対象になりません。

掛金の納付期日

任意継続組合員制度に加入した月の掛金は共済組合が指定した日まで、2回目以降については、資格を継続しようとする月の前月の25日までに納めてください。

なお、25日が金融機関の休業日にあたる場合は、直前の営業日までに納めてください。

令和8年度

- 毎月納付 4月分及び5月分→4月24日(金)、6月分→5月25日(月)・・・以後同様
- 半期納付 前期分→4月24日(金)、後期分→9月25日(金)
- 全期納付 4月24日(金)

掛金額早見表

退職時の 標準報酬月額	短期掛金(円)	介護掛金(円)	子ども・子育て 支援掛金(円)	年間納付額(円)		
	(1ヵ月分)	(1ヵ月分)	(1ヵ月分)	毎月納付	半期納付	全期納付
160,000	14,560	2,560	368	209,856	207,812	206,131
170,000	15,470	2,720	391	222,972	220,800	219,014
180,000	16,380	2,880	414	236,088	233,790	231,896
190,000	17,290	3,040	437	249,204	246,777	244,780
200,000	18,200	3,200	460	262,320	259,766	257,663
220,000	20,020	3,520	506	288,552	285,741	283,429
240,000	21,840	3,840	552	314,784	311,718	309,195
260,000	23,660	4,160	598	341,016	337,694	334,963
280,000	25,480	4,480	644	367,248	363,671	360,729
300,000	27,300	4,800	690	393,480	389,647	386,494
320,000	29,120	5,120	736	419,712	415,623	412,260
340,000	30,940	5,440	782	445,944	441,600	438,027
360,000	32,760	5,760	828	472,176	467,576	463,794

※標準報酬月額は360,000円が最高限度額です。

※40歳以上65歳未満の方は、介護保険に加入となるため、介護掛金も納めていただきます。

※年間納付額は、介護掛金及び子ども・子育て支援掛金を含んだ場合の金額です。

※半期及び全期の年間納付額は、5月分～翌3月分の11ヵ月分に前納割引を適用して計算した金額です（4月分の掛金は前納割引なし）。

資格の喪失

次の①～⑥に該当した場合には、任意継続組合員の資格を喪失します。

③、④、⑤、⑥(イ)に該当する場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」及び<>に記載の書類を共済組合に提出していただく必要がありますので、共済組合保険課資格調定係までご連絡ください。

ただし、①、②、⑥(ア)に該当する場合は、手続きは不要です。

※「資格確認書(カード)」、「高齢受給者証」等の交付を受けている場合は必ず返還していただくようお願いいたします。

①掛金を納付期日までに払い込まなかった

②任意継続組合員となって2年を経過した

③死亡した<死亡日が確認できる書類の写>

④再就職し健康保険の被保険者または共済組合の組合員になった<資格取得日が確認できる書類の写>

⑤脱退を希望する(国民健康保険に加入またはご家族の被扶養者になる)

資格喪失日は、資格喪失申出書を共済組合が受理した月の翌月1日になります。

⑥後期高齢者医療制度の適用を受けた

(ア)75歳到達

(イ)65歳以上75歳未満で障がいがあり認定を受けた<後期高齢者医療資格確認書の写>

掛金の還付

資格喪失月以降の掛金を納付済みの場合、過払いとなった掛金は還付いたします。

・「任意継続組合員資格喪失申出書」と併せて「任意継続組合員掛金等還付請求書」を共済組合に提出してください。

・還付金は、請求書に記載された口座へ送金いたします。